

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	
支出年月日	令和 ³⁰ 年 8月 20日
項 目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
	領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)
充当内容 (按分の計算方法)	$12216 \times \frac{1}{2} = 6108$ 5PR (5000)
その他	通信費

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

支払証明書

お客様番号	[REDACTED]
お客様名	福井 利道 様

対象年月	お支払額	お支払方法
2022年 4月	12,207円	クレジット
2022年 5月	12,198円	クレジット
2022年 6月	12,207円	クレジット
2022年 7月	12,225円	クレジット
⑨ 2022年 8月	12,216円	クレジット
2022年 9月	34,015円	クレジット
2022年10月	11,316円	クレジット
2022年11月	11,471円	クレジット
2022年12月	11,676円	クレジット
2023年 1月	11,639円	クレジット
2023年 2月	11,647円	クレジット
2023年 3月	11,639円	クレジット

上記、ご利用料金をお支払い頂いた事を証明致します。

本紙は電子的に保持しているデータを画面表示したものになります。

2023年04月28日

〒540-0012

大阪市中央区谷町2-3-12

株式会社ジェイコムウエスト

130-2

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	137
支出年月日	令和 4 年 8 月 20 日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	<input checked="" type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<div style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">ENEOS</div> <div style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; margin-bottom: 5px;">納品書(領収書)</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 10px;">2022年08月20日 12:37</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">売上 上 様 M</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">車両番号 実車番</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">セルフ レギュラーガ P-02</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">30.87L * ¥5,000</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">162円 ¥5,000</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">合計 ¥5,000</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">(消費税10%対象 ¥5,000)</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">内消費税等 ¥455)</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">お預り ¥5,000</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">お釣り ¥0</div> <div style="font-size: 0.7em; margin-bottom: 10px;">現金で買上げの場合は領収書に記入してください</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">(株)エスブランドマネジメント</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">エスブランド 荻屋シーサイドSS</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">兵庫県 荻屋市新浜町7-15</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">TEL:0797-22-8282 SS:371218</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">シ-トNo 3442-01 デ-タNo6032-6034</div> <div style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">2022/08/20</div>	
充当内容 (按分の計算方法)	5,000 × 0.5 = 2,500円
その他	


- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号							
支出年月日	令和 ¹³² 4 年 8 月 22 日						
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費						
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。)							
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <h3>領 収 証</h3> <p>川上朝栄</p> <p>★ ¥ 25000-</p> <p>但 市政報告ホスティング代</p> <p>令和 4 年 8 月 22 日 上記正に領収いたしました</p> </div> <div style="text-align: right;"> No. _____ 様 </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等(%)</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table> </div>		内 訳		税抜金額		消費税額等(%)	
内 訳							
税抜金額							
消費税額等(%)							
充 当 内 容 (按分の計算方法)	市政報告ホスティング $¥25000 \times 0.85 = ¥21250$						
そ の 他	川工						

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 川工朝孝」(以下「甲」という)、受託者「」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告システム

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

令和4年8～9月

4 委託料

¥25,000 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)〕
円

5 委託料の支払方法


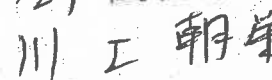
現金払


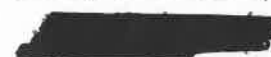
6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和4年8月22日

甲 住所名 芦屋市 
氏名 川工朝孝  印

乙 住所名 
氏名  印

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

(2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

(3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

(4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

(6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。

(7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

(9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

川上あさき之新聞

Vol. 11

2022年夏号

自民党芦屋市議団
〒659-8501 芦屋市精道町
7-6 芦屋市議会
TEL 050-3395-5027
FAX 050-3457-4872



市政にジャーナリストの視点を



元産経新聞記者

医療的ケア児 支援拡充を

学校の体制構築や家族の負担軽減

日常生活を営むうえで医療的な援助が必要な子供たちである「医療的ケア児」。芦屋市も11人のケア児がおり、年々増加傾向にあります。さて、昨年9月、医療的ケア児支援法が施行され、ケア児への支援について、これまでの「努力義務」ではなく、より強制力が働く「責務」が伴うことになりました。本市においてもケア児の学習支援や家族の負担軽減を図る必要があります。具体的な本市の支援策について一般質問で取り上げました。

支援法ではケア児の成長と家族の抱える負担軽減、さらには家族の離職防止のため社会全体で支えることが示されており、本市

も医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちが共に教育を受けられるよう配慮しつつ、切れ目なく支援が行わなければならない。学

校での看護師配置は重要な課題です。ケア児の増加を踏まえると看護師不足に陥ることも予測されることから、市立病院と連携するこ



医療的ケア児 日常生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、たん吸引、経管栄養などの医療行為）を受けることが必要な児童のこと。全国に約2万人がいるとされる。医療技術の向上で救われる新生児が増加、この10年間で2倍超のペースで急増している。

とで、臨機応変に対応すべきだと提案いたしました。

ケア児家族は1年365日、24時間付きつきりに介護し、その苦勞は並大抵ではありません。就労機会を失うことで経済的困窮に陥るケースも多いため、ケア児の短期入所やヘルパー派遣事業の充実は不可欠です。保護者からは次のような課題も指摘されました。「働くことができるとしたら祖父母が全面的に見守るケースがほとんど。しかし、高齢になり先行きは不安だ」。親は自分の人生より我が子の人生を優先します。しかし、そんな親の思いに甘えず、普通の働く親であることを認められない状況を生み出してはなりません。これらの声を市に伝え、取りこみを進めたいと思います。

第2回定例会では4回目となる新型コロナウイルス接種事業やコロナ禍に伴う市内経済活性化事業物価高騰対策など総額約4億8千万円に及ぶ一般会計補正予算案などを審議、可決しました。今もつて「第7波」と呼ばれる感染拡大

こあいさつ

が続き、行動制限に関しても先行きは見通せぬままです。さらに、国内外で予期せぬ出来事が相次いでおり、社会不安につながらぬよう注視する必要があります。今回は一般質問、常任委員会の審議を中心に報告いたします。

食品値上げで打撃 子ども食堂運営費サポート

ロシアのウクライナ侵攻や歴史的な円安により、燃料や原材料価格の値上げラッシュが続いています。食品の値上げ品目数は6月末で1万点を超え、低価格で食事を提供する「子ども食堂」「地域食堂」を運営する民間団体も大きな打撃を受けています。そこで1団体当たり上限50万円、総額200万円の活動費を助成する補正予算を盛り込みました。食堂関係者に聞き取りをしたところ、「食品だけではなく、食品包装値上げの影響が大きい。運営継続のためにはさらなる支援が必要」としています。価格動向をにらみながら、来年以降の支援に向けても議論を進めた



地域交流の場にもなっている
＝高浜町

いと考えています。

また、食品価格高騰による市立小中学校給食費の保護者負担増を避けるためにも、総額約420万円の補正予算も盛り込んでいます。

総務委員長に着任

議会における今年度の委員会構成が決まり、総務常任委員長に着任しました。同委員会では主に企画部、総務部、消防本部などを担当します。

新たに都市計画審議会委



本市の新型コロナウイルス対策ホームページ

員となり、引き続きJR芦屋駅南地区再開発事業調査特別委員会副委員長も担います。

ビーチバレーやビーチサッカーなどのビーチスポーツが盛んに行われていた南芦屋浜の人工砂浜「潮声屋ビーチ」。防潮堤工事が終了し1年が過ぎた今も、スポーツ向けに活用されず「宝の持ち腐れ」状態となっています。人々の足が遠のき、賑わいを失ったビーチについては、県議会でも取り上げられ「巨額の県費を投じたのにほとんど利用されていない」と行政の責任を問う厳しい声が相次ぐほどです。

市議会の一般質問で私が質したところ市側からは「スポーツ活用に向け住民やスポーツ団体とともに協議会を設置する」との答弁がありました。これ以上の利用停滞は許されず、スポーツ団体や住民が参加のもと、早急に利用に向けたルール作

ビーチ護岸 九工1年

スポーツ活用 停滞認められ許す

りを行うべきです。振り返りますと、昭和中期までは芦屋川河口から鳴尾浜まで砂浜が連続し、海水浴やレジャーで賑わっていました。そうした風景もシーサイドタウン開発で姿を消しましたが、「いつかは砂浜を復活させたい」との願いが

ビーチスポーツを促す「潮声屋ビーチ」



結実し、2005年に潮声屋ビーチが誕生。ここでは大蔵海岸（明石市）と並ぶビーチスポーツのメッカでした。その後、18年9月の台風21号で起きた浸水被害を受け、県が高潮対策としてビーチ護岸工事を開始し、21年4月に完成。その間、ビーチに設置されたバレーのネットは撤去され、完成後も市内高校生がビーチでストレッツ体操をしているだけで、退去を命じられるなど、市のスポーツへの理解不足からか、度が過ぎた「規制」を敷いているのが現状です。これもスポーツ利用に関するルールが存在しないことが招いたことです。市がルール作りの議論をリードし、「開かれたビーチ」として取り組みを進めるようサポートして参ります。

ルナ・ホール命名 年間300万円で売却

財源確保の一環として検討していた市民会館ホール「ルナ・ホール」のネーミングライツ（命名権）の売却先について、市は音楽・映像のコンテンツ事業を展開するDAF株式会社（芦屋市）としました。売却額は年間300万円。愛称は「ルナ・ホール」で、期間は今年4月～2027年3月末までの5年間となります。命名権売却が市内の他の施設に拡大できるかについても検討していきたいと思えます。

他市では歩道橋やトンネル、体育館、公民館、砂浜運動場などにも命名権を設定する動きがあります。

【川上朝栄（かわかみ・あさえ）プロフィール】

1973年12月生まれ、48歳。妻と娘2人の4人家族。岡山白陵高校を経て、学習院大学経済学部卒業後、産経新聞社に記者として入社。内閣府や東京証券取引所キャップ等を務め、政治経済の現場を取材。著書に「関西経済大研究」「達人の世界」（産経新聞出版、共著）。趣味はテニス、スキー。高校野球鑑賞。資格：社会福祉主事、介護職員初任者



Facebook



Twitter

電子書籍 1200冊拡充

電子図書館事業で電子書籍コンテンツ1200冊を拡充することになりました。読書環境の整備としてだけでなく、新型コロナウイルス



イルス感染拡大防止として、非来館型サービス充実が求められており、その一環でもあります。市内には本館（伊勢

町）の他、打出小槌町と大原町に図書館分室があります。利用しづらい地域があるのも実情です。貸出可能な電子書籍が現状では少ないという面もありますが、普及が進めば場所や開館時間、天候などを気にすることなくインターネットを通じて、電子書籍の貸し出し、

返却が可能になります。子供や高齢者、障がいを持つ方々など図書館にアクセスが容易ではない人ほど恩恵を受けることとなります。



芦屋市電子図書館のQR

編集後記

ハンセン病患者に対する本市職員の差別的発言を受け、市人権教育推進協議会が実施した療養施設「長島愛生園」（岡山県）訪問に同行した。収容後は外出を許されず、堕胎を強制されるなど、瀬戸内海に浮かぶ孤島の療養所では想像を絶する人権侵害が行われていた。感染力が極めて低く、治る病気が放置されてきたことがわかった後も、問題が深刻な偏見や差別を引き起こしてきたとも言えよう。現在、インターネット上には真偽のほどが分からない情報があふれかえり、人権侵害や誹謗中傷が深刻化している。あり得ないことが起き、当たり前が揺らぐなかでも、冷静さを失わず、互いの言い分に耳を傾ける機会がますます大事だと感じている。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	134										
支出年月日	令和 4 年 8 月 22 日										
項目 (該当項目に〇をつけてください)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">調査研究費</td> <td style="width: 20%;">研修費</td> <td style="width: 20%;">広報費</td> <td style="width: 20%;">広聴費</td> <td style="width: 20%;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 印紙税法第5条 第一項、別表1 第22号により 収入印紙は貼付 いたしません。 </div> <h3 style="margin: 10px 0;">領 収 証</h3> <p style="text-align: right;">No. 38603</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 10px 0;">福井美奈子 様</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 金額 ￥ 125,093 円也 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">7 月分</p> <p>但 市政報告書(夏号)配布代</p> <p>上記の通り確かに領収いたしました。</p> <p>令和 4 年 8 月 22 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="font-size: 0.8em;"> 〒659-0062 芦屋市宮塚町2番2号 公益社団法人 芦屋市シルバー人材セン TEL (0797)32-1414 </div> </div>											
充当内容 (按分の計算方法)	市政報告書 夏号 Vol.45 配布代 $125,093 \times 0.85 = 106,329$										
その他											

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 福井 美奈子」(以下「甲」という)、受託者「芦屋市シルバー人材センター」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告書 Vol.45 夏号 ポスティング

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

2022年7月25日～2022年8月15日

4 委託料

125,093 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)
上記金額に含む 円〕

5 委託料の支払方法

銀行振込

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和4年7月25日

甲

住所氏名

芦屋市 [REDACTED]
福井 美奈子

乙

住所氏名

芦屋市宮塚町2番2号
公益社団法人 芦屋市シルバー人材センター
理事長 山中 健

印

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 期間内に市政報告書を配布する。
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

福井 みな子 市政報告



家庭ごみの減量に向けて指定ごみ袋が導入されます
～令和5年4月からを試行期間とし、10月より実施の予定～



6月議会トピック

市は指定ごみ袋の導入に向けた条例改正案を市議会に提出し、全員一致で可決しました。阪神間7市町で指定ごみ袋が導入されていないのは、唯一、芦屋市のみです。また、本市の一人1日あたりのごみ排出量は兵庫県下において5番目に多く、依然として下位にあります。市は、どの袋でも自由にゴミが捨てられる環境が原因であると考え、市民アンケートを実施するなどして指定ごみ袋の導入を検討してきました。今後、ごみ袋を指定することにより、家庭ごみの減量の推進やごみの分別の促進を目指すということです。

来からの黒や青の色付きのごみ袋は中身がわかりにくいので、分別をせずにゴミを捨てることができてしまいます。この機会を好機と捉え、指定ごみ袋にすることがゴミ捨てマナーの意識向上につながるよう、市民への周知や啓発を一層強化すべきであると考えます。これは、私たちの小さな積み重ねが、持続可能な社会の実現に向けての大きな力となる一例なのではないでしょうか。

＜指定ごみ袋の導入に向けた条例改正の内容＞

- * 「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」に使用する。(ごみステーションまたは廃棄物運搬用パイプラインに排出する際に指定ごみ袋に収納すること)
「燃やさないごみ」とは、燃やさないごみのうち、資源ごみ(紙資源、ペットボトル、缶またはビン)以外のもの
- * 市は一般廃棄物処理について手数料を上乗せしない指定ごみ袋とする。
(ごみ袋の有料化はしない)
- * 指定ごみ袋以外のごみ袋でステーションに捨てられている場合は、市は収集しないことができる。

◆6月定例会では、報告2件、市長提出議案4件、請願1件、議員提出議案1件の審議が行われ、全ての議案は可決されて6/27に閉会しました。また、議会役員選挙や各常任委員・議会運営委員の選任が行われ、任期最終年度の議会体制が整いました。

◆市民会館大・小ホールの愛称は、芦屋市ネーミングライツパートナーにより「ルネサンス クラシックス 芦屋ルナ・ホール」になりました。今後、市は指定管理施設に対しても前向きに取り組むたいとの考えを示しています。

*ネーミングライツとは？
公共施設の名前を付与する命名権(年間/330万円の収入)。米国で定着した施設の建設や運用資金調達的手法。

議員研修会で「里親制度について」学習しました

市議会では、里親制度についての理解を深めることを目的に、園田学園女子大学人間教育学部准教授の原田旬哉先生、そして本市で17年間里親活動に携わっている市民の方をお迎えして研修会が開催されました。

「里親」とは、虐待や、保護者の病気、離婚等の様々な理由により親と一緒に生活ができない子どもの養育を希望する者で、都道府県知事が適当と認める者です。

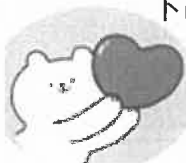
里親制度にはいろいろなかたちがあります。

- 養子縁組里親：法的に親子関係を結ぶかたち
- 養育里親：0歳から18歳の要保護児童を一定期間養育する
- 季節・週末里親：お正月や夏休み、週末など数日から1週間程度子どもを迎える

里親制度は子どもたちが心身ともに健やかに成長し自立ができることをめざす「子どもたちのための」制度であり、登録されている里親に適していると思われるご家庭が里親として委託されますが、現在、芦屋市における里親の登録は少数です。

傷ついた子どもたちを癒し、本来の輝きを取り戻すために寄り添う伴走者としての里親の存在は重要です。誰ひとり取り残さない社会の実現に向けて、困難な環境

下にある子どもの支援を行い、里親制度についての理解を深めるための周知を継続して実施し、さらには里親制度の活性化に向けた多様な里親支援のあり方を検討することが求められると思います。



問い合わせ先: 西宮子ども家庭センター 電話 0798-71-4670

Photo Report



市議会でウクライナ募金活動



市議会議長会より功労者表彰



福井みな子の一般質問

一般質問とは、議員が40分の質問時間内に市の事務に対しての執行状況また将来の方針、政策的提言や行政の課題などを執行者に直接質すことです。

不登校の児童生徒の支援について

文科省の最新の調査によると、2020年度の全国の小中学校における不登校児童・生徒数は8年連続で増加し、過去最多となりました。芦屋市の不登校児童生徒数の推移をみても、小中学校ともに増加傾向にあり、令和3年度は、小学校で76人、中学校で112人とさらに増加しています。近年、市民からの相談も増え、今や不登校は身近な問題となり、早急な対応が求められています。



質問① 不登校の原因は多岐にわたるが、どのように分析し、解決に向けて取り組んでいるのかを問う。

教育長 不登校の要因は、学校・家庭・本人自身など様々あり、1人1人の状況を把握し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどと連携して分析を行うことで、解決に向け取り組んでいる。

早期対応・解決に向けての取組みは、子どもの内面を深く理解し、組織的に対応することや、学校が子どもたちにとって、安心できる居場所となるよう、教育活動の充実をより一層図ることと考えている。

また、教職員がカウンセリングマインドを意識した対応ができるよう、毎年、スクールカウンセラーを講師とした研修や打出文化教育センターでの研修を実施しており、子どもたちの自尊感情を高める取組みを進めていく。

質問② 不登校の児童生徒への学習対応や生活指導、保護者との連携について問う。

教育長 不登校の児童生徒への学習対応や生徒指導、保護者との連携は、子どもや家庭の状況に応じ、家庭訪問や電話連絡、面談を行っている。また、地域や関係機関等と家庭との連携をより一層深め、対応を進めていく。

質問③ 自立に向けた支援のうち、フリースクール等民間施設を活用した学習活動について、現時点での取組みや今後について見解を問う。

教育長 これまでの通学による民間施設だけでなく、オンラインを活用している民間施設も含め、個に応じた支援や居場所づくりを行い、社会的自立に向けた取組みを引き続き行っていく。

私の考え

ギガスクール構想により小中学校で1人1台のタブレットが貸与されていますが、不登校の児童生徒はこの構想の外側に置かれず支援を受けているのでしょうか？例えば不登校児童生徒がタブレットに興味を示し、学習機会に結びつくこともあるかもしれません。タブレット導入により、本人やご家族とつながることも可能になります。

また、今後は、フリースクール等の民間団体とも連携し、保護者向学習会を実施するなど、不安を取り除くことも大切だと考えます。

多くの友人と信頼関係を築き、自分に自信を持つことで自己肯定感を高めていくこと、興味・やる気がわいてその子本来の力を取り戻すことが大切であると考えます。早急に適切な対策を講じることを要望しました。

18歳成年の改正民法への取組みについて

日本の成年年齢は、約140年間、20歳でしたが、民法改正により、2022年4月1日から18歳に引き下げられました。国際的にも18歳が一般的です。しかし、改正についての周知期間があったとはいえ、若者の法的意味の理解や心理的な準備が十分であると言えるのか、疑問に感じます。

できない18歳で成人できる



質問 18歳になれば1人で契約することが可能となる。今後、若者を狙う悪質な業者が現れ、消費者被害が発生することが危惧される。そのための注意喚起と相談窓口の周知について見解を問う。

市長 昨年から、ワクチン接種会場での啓発動画の上映や消費生活センター新聞による注意喚起のほか、芦屋市消費者協会のご協力によるJR芦屋駅での啓発など、多様な場面で活動してきた。今後も、市内高校への啓発チラシの配布や、消費生活セミナーの開催など注意喚起と相談窓口の周知を図っていく。

私の考え

消費者トラブルの手口が年々巧妙化するなか、ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進が必要です。成人として新たな一歩を踏み出した若者が、真っ先に被害に遭わないよう、成人年齢前後に契約の基礎知識などを学ぶ機会を作り、社会全体で見守ることが大切であると考えます。

メール fukui.minako@gmail.com ホームページ <http://www.fukui-minako.com> ブログ <http://www.fukui-minako.com/activityreport/>

編集後記

◆事件前日、気軽に写真撮影に応じて下さった安倍元首相。あまりに突然で受け止め難い訃報に接し、謹んで哀悼の意を表します。また、民主政治を踏みにじる凶行に、最大の怒りと非難を表明します。

◆超酷暑といわれる今年の夏。命を守る万全の対策をとり、お過ごし下さい。

福井みな子

プロフィール

- H23年 芦屋市議会議員初当選
- H27年 2期目当選
- H30年 第80代芦屋市議会副議長
- H31年 3期目当選
- R 1年 監査委員
- R 2年 総務常任委員長
- R 3年 総務常任委員長

自民党芦屋市議会議員団所属


市政報告Vol.45 R4年7月発行
＜事務所＞芦屋市打出町1-13



(打出商店街 南入口角)
事前にご連絡のうえ、お気軽にお越しください。

TEL & FAX : 34-0240

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	136
支出年月日	令和 4 年 8 月 24 日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<p>領収書</p> <p>ロイヤルホスト芦屋店 駐車場</p> <p>seisan01</p> <p> 入庫時刻 08月24日 18:26 精算時刻 08月24日 21:05 領収金額 600円 領収日 2022年08月24日 車両番号 XXXXXXXXXX </p> <p>ピットデザイン株式会社</p> <p>0800-0000-118</p> <p>  スマートパーク 環境と社会のための駐車場イノベーション </p>	
充当内容 (按分の計算方法)	駐車代 ¥600 (市民相談)
その他	川工

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	137
支出年月日	令和 4 年 8 月 25 日
項 目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">領収書</p> <p style="text-align: center;">ピットデザイン株式会社</p> <p style="text-align: center;">-----車室 No.9 -----</p> <p style="margin-left: 20px;"> 入庫時刻 08月25日 13時31分 精算時刻 08月25日 15時45分 </p> <p style="margin-left: 20px;"> 受領金額 300円 時間券(S01) 1枚 2022年08月25日15時45分 発行 サービス料金1 適用 </p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ロイヤルホスト湊川店 駐車場 TEL 0570-011-500 </p> </div>	
充 当 内 容 (按分の計算方法)	馬主車代 ¥300 (市民相談)
そ の 他	川上

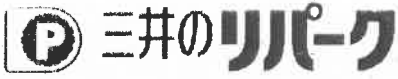
- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	138										
支出年月日	令和 4年 8月 25日										
項目 (該当項目に○をつけてください)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">○調査研究費</td> <td style="border: none;">研修費</td> <td style="border: none;">広報費</td> <td style="border: none;">広聴費</td> <td style="border: none;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">会議費</td> <td style="border: none;">資料作成費</td> <td style="border: none;">資料購入費</td> <td style="border: none;">人件費</td> <td style="border: none;">事務所費</td> </tr> </table>	○調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
○調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
 apollostation (株) ペトロスター関西 魚崎 兵庫県神戸市東灘区 魚崎南町2-15-11 TEL:078-452-2541 SS:40111-14666 クレジットカード売上票 2022/08/25(木) 13:00 伝票No.6995 取引通番 3863 ASAE KAWAKAMI 様 [Redacted Name] 012000 1244 レギュラーカンリン P04 ¥3746 数量 23.56L 単価 @159 合計 ¥3,746 (内税込消費税 ¥341) <small>2022/08/25 12:57</small>											
充当内容 (按分の計算方法)	カンリン代(半分) 工限の為 $¥3746 \times \frac{1}{2} = ¥1873$ 33 ¥1131 等入										
その他											

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	139																				
支出年月日	令和 4 年 8 月 28 日																				
項 目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 ○ 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																					
 <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0;">リパーク布引町第2</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 5px 0;">ご利用ありがとうございました。 またのご利用をお待ちしております。 http://www.repark.com</p> <p style="font-weight: bold; margin: 10px 0;">領 収 書</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <td>精算機 #01</td> <td>A 精算No.0001c3</td> </tr> <tr> <td>車室番号 (自動車)</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>入庫時刻</td> <td style="text-align: right;">2022年 8月28日(日) 10:17</td> </tr> <tr> <td>精算時刻</td> <td style="text-align: right;">2022年 8月28日(日) 13:47</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td style="text-align: right;">A料金 1,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">=====</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,800円</td> </tr> <tr> <td>現金入金額</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>釣銭</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>現金領収金額</td> <td style="text-align: right;">1,800円</td> </tr> </table>		精算機 #01	A 精算No.0001c3	車室番号 (自動車)	4	入庫時刻	2022年 8月28日(日) 10:17	精算時刻	2022年 8月28日(日) 13:47	駐車料金	A料金 1,800円	=====		合 計	1,800円	現金入金額	2,000円	釣銭	200円	現金領収金額	1,800円
精算機 #01	A 精算No.0001c3																				
車室番号 (自動車)	4																				
入庫時刻	2022年 8月28日(日) 10:17																				
精算時刻	2022年 8月28日(日) 13:47																				
駐車料金	A料金 1,800円																				
=====																					
合 計	1,800円																				
現金入金額	2,000円																				
釣銭	200円																				
現金領収金額	1,800円																				
充 当 内 容 (按分の計算方法)	駐車代 ¥1800 (市民相談)																				
そ の 他	川上																				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	140																								
支出年月日	令和 4 年 8 月 29 日																								
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費																				
	会議費	資料作成費	資料(購)入費	人件費	事務所費																				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																									
<p>2022年08月分 ASA 領収証</p> <p>No. [Redacted] 菅屋市 [Redacted]</p> <p>福井 美奈子 様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部</th> <th>金額</th> <th colspan="2">本体価格/消費税(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日新聞 朝刊※</td> <td>1</td> <td>4,200</td> <td>3,818</td> <td>382</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td colspan="2">8%対象 ¥4,200 (消費税 ¥311)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※は軽減税率対象品目</td> <td colspan="2">(内消費税等¥311)</td> </tr> </tbody> </table> <p>9月休刊日 9月12日(月) <small>毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。</small></p> <p>ASA 朝日新聞サービスアンカー菅屋南 〒659-0026 菅屋市西蔵町2-17 TEL: 0797-22-6833 FAX: 0797-32-3854</p> <p>ASA 領収印</p>						銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)		朝日新聞 朝刊※	1	4,200	3,818	382	合計			8%対象 ¥4,200 (消費税 ¥311)		※は軽減税率対象品目			(内消費税等¥311)	
銘柄	部	金額	本体価格/消費税(参考)																						
朝日新聞 朝刊※	1	4,200	3,818	382																					
合計			8%対象 ¥4,200 (消費税 ¥311)																						
※は軽減税率対象品目			(内消費税等¥311)																						
充当内容 (按分の計算方法)	R4.8月分 新聞代として ¥4,200																								
その他																									

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	141						
支出年月日	令和 4 年 8 月 30 日						
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費						
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)							
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">松木 義昭</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="font-size: 0.8em;">新聞・雑誌名</th> <th style="font-size: 0.8em;">部数</th> <th style="font-size: 0.8em;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「しんぶん赤旗」日曜版</td> <td style="text-align: center;">* 1</td> <td style="text-align: right;">930</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">*印は税率8%</p> </div> <div style="width: 50%; padding-left: 20px;"> <p style="font-size: 0.8em; margin-bottom: 5px;">日本共産党発行の</p> <p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; text-align: center;">しんぶん赤旗</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; text-align: center;">領収書</p> <p style="font-size: 1.5em; text-align: right; margin-top: 10px;">930 円</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">2022 年 8 月分</p> <p style="font-size: 0.8em;">上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。</p> <p style="font-size: 0.8em;">日本共産党西宮・芦屋 地区委員会 〒663-8234 西宮市津門住江町5-11 TEL 0798-23-2281</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">領収日 8/30 投者 </p> </div> </div>		新聞・雑誌名	部数	金額	「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930
新聞・雑誌名	部数	金額					
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930					
充当内容 (按分の計算方法)	¥ 930 - -						
その他							

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	
支出年月日	令和 4 年 8 月 31 日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
別紙	
充当内容 (按分の計算方法)	市政報告印刷代 $¥5450 \times 0.85 = ¥4632$
その他	川上

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

領収書

2022年08月31日

川上朝栄 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 5,450円 (税込)

納品期日 9営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
[REDACTED]	品名：あさえ新聞 A4 / 両面4色 / コート90 / 2,500部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	5,450	5,450
合 計				5,450

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

142-2

川上あさきえ新聞

Vol. 11

2022年夏号

自民党芦屋市議団
〒659-8501 芦屋市精道町
7-6 芦屋市議会

TEL 050-3395-5027
FAX 050-3457-4872



市政にジャーナリストの視点を



元産経新聞記者

医療的ケア児 支援拡充を

学校の体制構築や家族の負担軽減

日常生活を営むうえで医療的な援助が必要な子供たちである「医療的ケア児」。芦屋市も11人のケア児がおり、年々増加傾向にあります。さて、昨年9月、医療的ケア児支援法が施行され、ケア児への支援について、これまでの「努力義務」ではなく、より強制力が働く「責務」が伴うことになりました。本市においてもケア児の学習支援や家族の負担軽減を図る必要があります。具体的な本市の支援策について一般質問で取り上げました。

支援法ではケア児の成長と家族の抱える負担軽減、さらには家族の離職防止のため社会全体で支えることが示されており、本市

も医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちが共に教育を受けられるよう配慮しつつ、切れ目なく支援が行わなければならない。学

校での看護師配置は重要な課題です。ケア児の増加を踏まえると看護師不足に陥ることも予測されることから、市立病院と連携するこ



医療的ケア児 日常生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、たん吸引、経管栄養などの医療行為）を受けることが必要な児童のこと。全国に約2万人がいるとされる。医療技術の向上で救われる新生児が増加、この10年間で2倍超のペースで急増している。

とで、臨機応変に対応すべきだと提案いたしました。

ケア児家族は1年365日、24時間付きつきりに介護し、その苦労は並大抵ではありません。就労機会を失うことで経済的困窮に陥るケースも多いため、ケア児の短期入所やヘルパー派遣事業の充実は不可欠です。保護者からは次のような課題も指摘されました。「働くことができるとしたら祖父母が全面的に見守るケースがほとんど。しかし、高齢になり先行きは不安だ」。親は自分の人生より我が子の人生を優先します。しかし、そんな親の思いに甘えず、普通の働く親であることを認められない状況を生み出してはなりません。これらの声を市に伝え、取りこみを進めたいと思います。

第2回定例会では4回目となる

新型コロナウイルス接種事業やコロナ禍に伴う市内経済活性化事業物価高騰対策など総額約4億8千万円に及ぶ一般会計補正予算案などを審議、可決しました。今もって「第7波」と呼ばれる感染拡大

ごあいさつ

が続き、行動制限に関しても先行きは見通せぬままです。さらに、国内外で予期せぬ出来事が相次いでおり、社会不安につながらぬよう注視する必要があります。今回は一般質問、常任委員会の審議を中心に報告いたします。

子ども食堂運営費サポート 食品値上げで打撃

ロシアのウクライナ侵攻や歴史的な円安により、燃料や原材料価格の値上げラッシュが続いています。食品の値上げ品目数は6月末で1万点を超え、低価格で食事を提供する「子ども食堂」「地域食堂」を運営する民間団体も大きな打撃を受けています。そこで1団体当たり上限50万円、総額200万円の活動費を助成する補正予算を盛り込みました。食堂関係者に聞き取りをしたところ、「食品だけではなく、食品包装値上げの影響が大きい。運営継続のためにはさらなる支援が必要」としています。価格動向をにらみながら、来年以降の支援に向けても議論を進めた



地域交流の場にもなっている

高浜町

いと考えています。

また、食品価格高騰による市立小中学校給食費の保護者負担増を避けるためにも、総額約420万円の補正予算も盛り込んでいます。

総務委員長に着任

議会における今年度の委員会構成が決まり、総務常任委員長に着任しました。同委員会では主に企画部総務部、消防本部などを担当します。

新たに都市計画審議会委

員となり、引き続きJR芦屋駅南地区再開発事業調査特別委員会副委員長も担います。



本市の新型コロナウイルス対策ホームページ

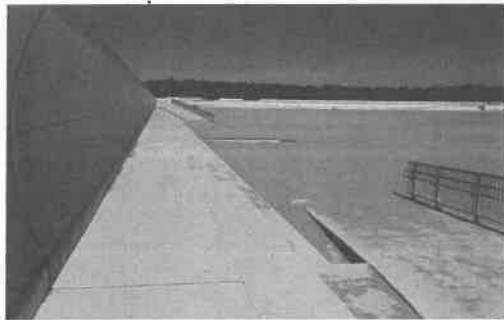
ビーチバレーやビーチサッカーなどのビーチスポーツが盛んに行われていた南芦屋浜の人工砂浜「潮声屋ビーチ」。防潮堤工事が終了し1年が過ぎた今も、スポーツ向けに活用されず、「宝の持ち腐れ」状態となっています。人々の足が遠のき、賑わいを失ったビーチについては、県議会でも取り上げられ「巨額の県費を投じたのにほとんど利用されていない」と行政の責任を問う厳しい声が相次ぐほどです。

市議会の一般質問で私が質したところ市側からは「スポーツ活用に向け、住民やスポーツ団体とともに協議会を設置する」との答弁がありました。これ以上の利用停滞は許されず、スポーツ団体や住民が参加のもと、早急に利用に向けたルール作り

ビーチ護岸 完工1年

スポーツ活用 停滞認められ

りを行うべきです。振り返りますと、昭和中頃までは芦屋川河口から鳴尾浜まで砂浜が連続し、海水浴やレジャーで賑わっていました。そうした風景もシーサイドタウン開発で姿を消しましたが、「いつかは砂浜を復活させたい」との願いが



ビーチスポーツを
利用促進が望まれる「潮声屋ビーチ」

結実し、2005年に朝芦屋ビーチが誕生。ここでは大蔵海岸(明石市)と並ぶビーチスポーツのメッカでした。

その後、18年9月の台風21号で起きた浸水被害を受け、県が高潮対策としてビーチ護岸工事を開始し、21年4月に完成。その間、ビーチに設置されたバレーのネットは撤去され、完成後も市内高校生がビーチでストリート体操をしているだけで、退去を命じられるなど、市のスポーツへの理解不足からか、度が過ぎた「規制」を敷いているのが現状です。これもスポーツ利用に関するルールが存在しないことが招いたことです。市がルール作りの議論をリードし、「開かれたビーチ」として取り組みを進めるようサポートして参ります。

ルナ・ホール命名 年間300万円で売却

財源確保の一環として検討していた市民会館ホール「ルナ・ホール」のネーミングライツ(命名権)の売却先について、市は音楽・映像のコンテンツ事業を展開するDAF株式会社(芦屋市)としました。売却額は年間300万円。愛称は「ルネサンス クラシックス芦屋ルナ・ホール」で、期間は今年4月〜2027年3月末までの5年間となります。命名権売却が市内の他の施設に拡大できるかに関しても検討していきたいと思えます。

他市では歩道橋やトンネル、体育館、公民館、砂浜運動場などにも命名権を設定する動きがあります。

【川上朝栄(かわかみ・あさえ)プロフィール】

1973年12月生まれ、48歳。妻と娘2人の4人家族。岡山白陵高校を経て、学習院大学経済学部卒業後、産経新聞社に記者として入社。内閣府や東京証券取引所キャップ等を務め、政治経済の現場を取材。著書に「関西経済大研究」「達人の世界」(産経新聞出版、共著)。趣味はテニス、スキー。高校野球鑑賞。資格：社会福祉主事、介護職員初任者



Facebook



Twitter

電子書籍 1200冊拡充

電子図書館事業で電子書籍コンテンツ1200冊を拡充することになりました。読書環境の整備としてだけでなく、新型コロナウイルス



イルス感染拡大防止として、非来館型サービス充実が求められています。その一環でもあります。市内には本館(伊勢

町)の他、打出小穂町と大原町に図書館分室があります。利用しづらい地域があるのも実情です。貸出可能な電子書籍が現状では少ないという面もありますが、普及が進めば場所や開館時間、天候などを気にすることなくインターネットを通じ電子書籍の貸し出し

返却が可能になります。子供や高齢者、障がいを持つ方々など図書館にアクセスが容易ではない人ほど恩恵を受けることとなります。



芦屋市電子図書館のQR

編集後記

ハンセン病患者に対する本市職員の差別的発言を受け、市人権教育推進協議会が実施した療養施設「長島愛生園」(岡山県)訪問に同行した。収容後は外出を許されず、堕胎を強制されるなど、瀬戸内海に浮かぶ孤島の療養所では想像を絶する人権侵害が行われていた。感染力が極めて低く、治る病気ということがわかった後も問題が放置されてきたが、これは誤った知識や無知が極端な偏見や差別を引き起こしてきたとも言えよう。現在、インターネット上には真偽のほどが分からない情報があふれかえり、人権侵害や誹謗中傷が深刻化している。あり得ないことが起き、当たり前が揺らぐなかでも、冷静さを失わず、互いの言い分に耳を傾ける機会がますます大事だと感じている。